

# よくあるお問い合わせ（不在者投票指定施設向け）

大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙

【投票用紙等の交付請求に関すること】	【回答】
投票用紙等の交付請求はいつまでできますか。	選挙期日の前日までできます。 ただし、指定施設での投票を終えた投票用紙等は、不在者投票管理者から各市区町村選挙管理委員会に送付していただくことになり、市区町村選挙管理委員会は、送付された投票用紙等を選挙期日に投票所が閉鎖されるまでに各投票管理者の手元に届ける必要があります。 したがって、交付請求される場合は、投票管理者に届けるために必要な時間等を考慮し、なるべく早い時期に行われるようお願いし <a href="#">⇒大阪府内の市区町村選挙管理委員会</a>
投票用紙等は、どのように請求できますか。	① 指定施設の長（不在者投票管理者）が代理請求する場合 入院又は入所中の選挙人から依頼があった場合は、代理請求書と請求者名簿を選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に送付して交付請求してください。 ② 選挙人自らが交付請求する場合 不在者投票宣誓書・請求書を選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に提出してください。  なお、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙においては、上記、①及び②いずれの場合においても、大阪府内で住所を移している選挙人については、一定の条件と手続が必要となる場合があります。投票用紙等の交付請求にあたり、詳しくは選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。  <a href="#">⇒大阪府内の市区町村選挙管理委員会</a>
【投票の方法に関すること】	【回答】
当施設は、夕方までは他の業務で忙しいので、不在者投票を行う時間を午後5時以降に設定していいですか。	不在者投票を午後8時までで行えるのは、選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票場所（市・区役所、町村役場等）に限られますので、指定施設における不在者投票については、午前8時30分から午後5時までの間で行わなければなりません。
投票記載場所を設けず、事務職員が入院患者の各部屋をまわり、ベッドの上で投票してもらうことはできますか。	指定施設において、原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできません。ただし、選挙人が重病人で歩行困難な状態にある場合には、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で立会人が立ち会って行う限り、ベッドの上で投票することは可能です。この場合には、投票の秘密保持や投票の取扱いに十分注意してください。
投票用外封筒の「投票者」欄への選挙人氏名の記載はゴム印でもかまいませんか。	投票用外封筒の「投票者」欄への選挙人氏名の記載は、代理投票の場合を除き、必ず選挙人本人の署名でなければなりません。 したがって、ゴム印が押印されているような場合は、選挙人自身に二重線で当該部分を抹消させ、改めて氏名を自署させていただきます。 なお、訂正箇所には訂正印を押印する必要はありません。
【立会人に関すること】	【回答】
不在者投票管理者や不在者投票に従事する者が立会人を兼務することができますか。	不在者投票管理者や不在者投票に従事する者が立会人を兼務することはできません。
【分離した施設における不在者投票に関すること】	【回答】
当病院は、不在者投票指定施設として指定を受けていますが、分院があります。本院の指定のみで、分院でも不在者投票を行うことはできますか。	分院が指定を受けない限り、本院の院長の管理の下であっても、分院では不在者投票を行うことはできません。 また、同一施設あるいは同一施設内に老人ホームなど関連施設が併設されている場合も、それぞれの施設が指定を受けない限り、指定を受けていない施設では不在者投票を行うことはできません。
【施設職員の投票に関すること】	【回答】
指定施設で働いているのですが、入院(入所)者と同様にその施設で不在者投票をすることはできますか。	指定施設で不在者投票ができる人は、その施設に入院又は入所している方に限られますので、当該施設の職員をはじめ、付添人や看護人等も、その施設において不在者投票を行うことはできません。